

「日本精神」による思想・文化・教育の 動員枠組みの確立

—長野県「二・四事件」の時期における
内務省警保局の役割に焦点をあてて—

Establishment of the mobilization framework of the thought, culture, and education by “Nihon Seishin”; Focusing on a role of the National Police Agency of the Department of the Interior in the time of the Nagano “2.4 case”

越川 求

KOSHIKAWA, Motomu

【要旨】 1933年、内務省警保局は長野県「二・四事件」の取締りの中枢におり、帝国議会決議をもとに思想対策に本格的にのりだすことになる。内閣に思想対策協議会が設置され、警保局は、「思想問題対策案」を提出し、協議会の議論をリードした。この案の特色は、社会改善より思想善導に力点を置き、思想善導案は革命思想への対抗思想としての「日本精神」の公認にねらいがあったことである。思想対策協議会では、国民全体に対しての「日本精神」の動員がめざされた。そのために、この協議会では、大衆の教育機関である小学校及び小学校教員を養成する師範学校が重視された。

センセーショナルな「小学校教員赤化」事件が、自由教育で知られる教育県長野で起きたことは、自由教育の排除と「日本精神」教育の推進を国民全体に広げる重大な転機となった。国家的指導原理としての「日本精神」の闡明及び普及徹底という国家戦略が確立したのは、1933年8月15日の「思想善導方策具体案」の閣議決定であった。

内務省警保局とその関係者は、「日本精神」による思想・文化・教育の動員の枠組みを確立したという意味で、1930年代の国民統合に先導的かつ決定的な役割を果たしたと言える。

キーワード

長野県「二・四事件」、内務省警保局、思想・文化・教育の動員、「日本精神」、思想対策協議会、国家的指導原理

1. はじめに

1-1 問題の設定

日本の教育史上最大規模の教員弾圧事件とされる1933年の長野県「二・四事件」は、反体制思想を排除するための思想・文化・教育の統制の象徴的事件であった。この1933年を画期として思想・文化・教育の統制から「日本精神」の動員へと転換していったとされる。

例えば、歴史学者の粟屋憲太郎が、「第一は、一九二八年三・一五事件で…思想対策の第二の画期は、三三年にあり、そこでは思想対策のファッション化の体系が提示されたといえよう」¹と述べている。1933年には、長野県で「二・四事件」がおき、帝国議会で思想対策の決議がなされ、33年4月に内閣思想対策協議会²が設置され、33年5月に滝川事件がおき、思想対策協議会の議論をもとに、翌年の34年6月に文部省に思想局が設置された。1933年という時期には、「治安維持法による共産党関係者の検挙者数は一万八千余名と戦前最高の数にのぼった。この一連の捜査・検挙を通じて、革命運動の影響が天皇制の社会的支柱ともいふべき、華族や政府高官の子弟、司法官、小学校教員、兵士などにも波及していることが明らかとなった」³とされ、体制的危機感がピークに達した。3月には国際連盟を脱退し、国際的な孤立が深まる中、内閣あげての思想対策体制が確立していく時期でもあった。

また、教育学者の久保義三も「一九三三（昭和八年）という年が、ファシズム教育状況の進展が急速化する転換点である」（『昭和教育史（上）』三・一書房、1994年、107頁）と述べている。久保は「これらの教員に対する弾圧は、教育ファッション化の跳躍台となり、それへの対策のなかで、ファシズム教育の路線が敷かれていったという意味で、極めて重要なこと」（同、85頁）とし、さらに「この事件を契機として権力が、それを教育ファッション化の口実としていったことこそ、注目すべき現象」（同、86頁）であり、「作為による断罪」の例をあげている。『新版 昭和 教育史一天皇制と教育の史的展開一』（東信堂、2006年）にも、「二・四事件」の稿はそのまま再録されており、新たに次の章「天皇制ファシズム教育を支える社会的基盤」で、「日本精神」教育に着目している。しかし、「二・四事件」と「日本精神」教育というファシズム教育の原理が、どう関連するのかについては論じていない⁴。

戦前のファシズム教育を担ったのは文部省であり、軍部の台頭が大きな要素であることは事実としても、それらの道筋を開いた枠組みはいつどのように確立されたのかは必ずしも明らかではない。つまり、教育の統制から動員へ転機について、「何時のことで、だれが関係してどのような道筋が転機となり、どのようなものであったか」が、必ずしも教育史研究として明確になっていないのである。

以上のような解明すべき課題がある中で、本稿では、「二・四事件」当時の内務省警保局長松本学をキーパーソンとして注目し、彼が率いた警保局の役割を検証していく。警保局の「二・四事件」へのかかわりや主導したと思われる内閣思想対策協議会の審議経過を検討し、国家的指導原理として「日本精神」が確立された歴史的意味を明らかにしたい。

1-2 先行研究及び史料について

日本ファシズムの成立史研究としての粟屋や小田部雄次たちの研究成果が、教育史研究を深める意味でも重要なものである。粟屋は、「日本ファシズムの場合、反革命の最大の不在の手は、

民間のファッション運動ではなく、強大な特高警察機構や裁判機構を全面的に活用する官僚勢力にあり、その武器は広範な治安法規体系、とりわけ治安維持法にあった⁵とし、いわゆる「新官僚」に注目し、「新官僚」の代表的な一人である松本内務省警保局長が、ファッション的な思想運動をすすめたことを明らかにした。さらに、松本たちの「新官僚」の政治的母胎であった国維会や「新官僚」の思想的よりどころとなっていた金雞学院の安岡正篤との関係についても示唆し、日本文化連盟の位置づけもおこなった⁶。

小田部は、栗屋の研究枠組みのもと、さらに、『安岡正篤書翰』や『松本学関係文書』をもとに、松本の安岡との関係、日本文化連盟の具体的役割、松本が深く関わった内閣思想対策協議会について、一次史料にもとづきそれらの歴史的意味を明らかにしている。特に思想対策協議会の審議経過を分析し、横溝修正試案も検討している点は評価できるが、解釈については再検討が必要である⁷。さらに、これらは国家中枢の動きを検証したものではあるが、地方でおきた長野県「二・四事件」との関連を明らかにしたものではない⁸。

一方で、荻野富士夫が『特高警察体制史—社会運動抑圧取締の構造と実態—』（せきた書房、1984年）の単著発刊以降、精力的に特高資料・思想統制資料・社会運動資料の収集・分析をし、それらをもとに、『戦前文部省の治安機能—思想統制から「教学錬成」へ—』（校倉書房、2007年）を著している。荻野は、長野県「二・四事件」の衝撃と影響、思想対策協議委員の意義、思想局、国民精神文化研究所、日本文化協会、日本文化中央連盟などについて、文部省が思想統制から思想動員に転換していく様相を論じている。実態的な政策の進展や文部省関連の機関や人物について詳しく論じている。そこでは「『思想善導方策具体案』は文部省案を整理したものとなっている（八月十五日閣議決定）」（同、114頁）として、文部省の役割を重視している。ところが、内務省警保局案を基盤にした横溝修正試案を見逃しており、その結果、「日本精神」が国家的指導原理として確立された歴史的意味を過小評価している。加えて、「二・四事件」と警保局、そしてそれらと思想対策協議会の関連構造や「日本精神」の動員を主導した人物のつながりについても十分に明らかとなっているとはいえない。

長野県「二・四事件」については松本衛士「治安維持法と長野県2・4事件」（『歴史評論』、校倉書房、1984年7月）で、「国際連盟脱退という『非常時』での国民精神総動員のための有効の手段として『教員赤化事件』が利用された」「二月下旬から三月上旬にかけて二・四事件を『赤化教育』の取締りと教育統制、思想善導のモデルケースにしていく方向がうちだされていったとみてよくだろう」（同、33頁）と重要な示唆をしているが、具体的な内務省警保局の動きを検証しておらず示唆にとどまっている。

以上のような先行研究において検討すべき課題がある中で、いくつかの重要史料の再検討も必要となっている。長野県「二・四事件」史料としては、『抵抗の歴史—戦時下長野県における教育労働者の闘い—』（二・四事件記録刊行委員会編、労働旬報社、1969年）がある。この本には、長野県学務部発行⁹文書『長野県教員左翼運動事件』（1933年9月）が採録され、具体的事実経過や氏名等が詳細に掲載され、加えて証言記録もあり、重要なものである。これら長野県の史料も、「二・四事件」に関する内務省警保局『特高月報』（1933年4月）の中の附録「長野県小学校教員赤化事件概況」や文部省学生部『プロレタリア教育運動』上巻・下巻（1933年4月）や『プロレタリア教育の教材』（1934年3月）などの国家中枢の資料や動きと関連して把握する必要がある⁹。「二・四事件」の捜査は、長野県警察部特高課と内務省警保局・警視庁特高部が連携

して行ったのであり、その中心にいた警保局長松本がどのように「二・四事件」と関わっていたのが従来の研究では把握することができなく、検討もされてこなかった。

国立国会図書館憲政資料室『松本学関係文書2』には、警保局長時代の治安対策や思想対策に関する文書が所蔵されている。特に、2月24日現在「長野県治安維持法違反事件検挙状況（視察報告）」は、「二・四事件」後、早い段階での報告であり、3月13日付の石垣長野知事からの松本警保局長宛「治維法違反被検挙取調に係る小学校教員調査の件」もある。これは、2月24日付で長野県に警保局から指示した調査①各被検挙者ニ関スル調査事項②実際教育上ニ与エタル影響③父兄青少年団ニ対スル運動上与エタル影響、の三点についての詳細な報告である。警保局の指示により、長野県警察部や学務部は、さまざまな調査を行い警保局に提出している¹⁰。警保局の調査の目的は、小学校教員に対する思想対策であった。また、「長野県小学校赤化事件概況」「長野県下に於ける小学校教員の赤化概況」は、3月末までの長野県からの報告にもとづき4月初旬の警保局の部内資料として作成されたと思われる文書である。これらの^秘文書は、「二・四事件」を国家権力中枢の警保局がどのように位置づけ、活用しようとしたのが明らかになるもので、従来の研究では使用されてこなかったものである。

本稿では、先行研究で使用された史料を再検証するとともに、特に当時の新聞記事、帝国議会議事録及び関係史料、国立公文書館所蔵思想対策協議会関連史料（特にデジタルアーカイブされた『思想対策協議会に関する件』）の分析を中心に、内務省警保局の果たした役割を明らかにする。

2. 内務省警保局長松本学と帝国議会

松本は、斎藤内閣において1932年5月から34年7月まで、内務省警保局長であった。治安維持法による検挙により、治安対策を徹底的に行い、通常国会開始早々の1月18日に前年秋の共産党事件を報道解禁し、赤化思想防止・思想対策が国会の大きな課題となった。『特高月報』（警保局保安課発行、33年1月）には、「教員の社会運動状況」の調査が附録として掲載されていた。そして、33年2月4日に長野県「二・四事件」がおこる。この事件は大きな衝撃を与え、2月22日には、松本警保局長名で、「本年二月二日以後長崎、長野各県に於て検挙に着手したる治安維持法違反被疑事件に関する件」の新聞記事差止の示達をする。長崎は司法赤化事件であり、長野は小学校教員赤化事件である。

とりわけ、長野県「二・四事件」は、これ以前の東京などでの赤化教員検挙などの流れの中で、「本年一月特高課長ハ上京シ当省各関係係官ト打ち合ワセテ遂ゲ、検挙着手ノ機ヲ窺ヒ居リタルモノナルガ、遂ニ二月四日県下一斉検挙ヲ行フニ至リナリ」¹¹として内務省警保局保安課と長野県特高課が連絡・応援体制を取りあい¹²、検挙や取調べを行ったものである¹³。検挙人数の多さや広がりにおいても、思想対策が重要な課題となったタイミングにおいても、その後の国家権力中枢の政策形成に大きな影響を与えた。その思想・文化・教育の政策形成をリードしたのが内務省警保局であり、局長の松本であった。

第64回帝国議会（1932年12月26日～1933年3月25日、通常会）は、国際連盟脱退問題をはじめ、決議案「教育ノ根本的改革ニ関スル件」、決議案「思想悪化ノ対策ニ関スル件」という二つの決議案が提出され、教育改革と思想対策の転換点となった。3月7日からの衆議院の秘密

会で長崎地方裁判所職員の治安維持法違反の司法赤化事件とともに小学校教員赤化事件は、政府や帝国議会で深刻な問題として取り上げられる。

山本達雄内務大臣は「此際徹底的ニ検挙ヲ断行シテ、将来ノ禍根ヲ一掃スル方針」の述べ、鳩山一郎文部大臣は「其範圍ノ広キコト、其関係者ノ多数デアリマスコト、並ニ児童ヘノ働キ掛ケノ大胆デアリマスコト等ニ付キマシテハ、従来ノモノニ比シテ非常ニ相違ガアリマス、教育上洵ニ寒心スベキ事態」と述べた。概略を述べたあと、鳩山は「当面ノ措置」について説明する¹⁴。2月4日から4月末までに、138名の教員が検挙・取調べを受け、そのうち29名が起訴され、54名が起訴の留保処分となっている。鳩山のいう「当面ノ措置」をみてみよう。検挙教員の補充には長野師範の新卒業生などをあて、「個性調査」を実施したうえで配置した。検挙教員のうち釈放者については、「答申書」を学務部に提出させ、日記を書かせて、学校長に「心情ノ調査」をさせた。検挙教員をだした学校長への処分は厳しく、5名が論旨退職となった。児童に対する影響の調査が綿密におこなわれたことが特徴であり、主要メンバーとみなされた教員の受持ちの児童に対して、質問調査をし、答案を精査した。これらの学校では、「匡正教育」が実施されている。混成の学級編成、優秀教員の担任教師配置、「特ニ修身、国史、国語等ノ教育ニ重キヲ置キ国体ノ尊厳、皇室ノ尊崇、敬神崇祖、国憲国法ノ遵守、国民精神ノ振作」や運動体育の奨励、校長の合同修身の実施、神社参拝の励行などがおこなわれた¹⁵。

検挙者数の多さ（138名）に対し起訴者数が29名と少ないことや、事件直後の児童への影響調査や「匡正教育」の実施、教員の再教育といったこと、さらには報道規制、秘密会、「赤化教員」キャンペーンという異常な事態が、長野県という一地方の小学校を舞台に行われたことの歴史的意味は何であったのか¹⁶。まず、帝国議会における秘密会の議論をみてみよう。

秘密会の議事録では、検挙者が一番多かった長野三区選出の国民同盟所属の戸田由美¹⁷が質問にたっている。次のように政友会出身の鳩山文部大臣を持ち上げ、国民同盟の古巣である民政党出身の山本内務大臣の報告を批判している。「只今ノ内務大臣ノ御報告ハ何タル次第デアリマス、幸イニ鳩山文部大臣カラ、流石ニ時代ヲ認識スル明ルキ政治家タル名ニ愧ヂザル所ノゴ説明…内務大臣ノ御報告ノミヲ以テ之ヲ評シマスレバ、斯ノ如キ内務大臣ノ不徹底ナル、支離滅裂ナル御報告ヲ為サルコト其事ガ、既ニ思想悪化ノ重大ナル原因デアルト言ハザルヲ得ナイト私ハ存ズルノダリマス…」¹⁸と。戸田の発言は、内務省に責任があるかのような発言であり、さらに「検挙ノ方針ガ誤ツタル為ニ、是等ノ気ノ毒ナル年少者ノ将来ヲ蹂躪致シマシテ」¹⁹として、検挙が多数に及び教員社会に混乱をもたらしていることを批判している。戸田は、32年衆議院選挙では、民政党として当選し、36年総選挙では民政党が躍進する中、国民同盟として立候補したが落選、より右翼的な県議出身の中原謹二が当選している。他に、この秘密会で質問にたったのは、無産政党的の小池四郎（福岡4区）で、「温床トハ何ゾヤ…現在社会組織ノ欠陥デア」²⁰と発言している。国民同盟は、内務省式の弾圧の強化では思想問題は解決しないと主張し、無産政党は、社会改善がなければ思想問題の解決にならないと主張したのである。

当初提出された二つの決議案は、3月22日にいったん撤回され、政友会・民政党両党の共同提案による「思想対策ニ関スル決議案」が上程された。政友会・民政党の賛成（218票）で、国民同盟や無産政党は反対（34票）であったが、圧倒的多数でこの思想対策決議は採択された²¹。

内務省警保局は、秘密会の議論も踏まえての帝国議会の決議をもとに思想対策に本格的にのりだすことになる。結論を先取りして述べれば、33年4月に設置された思想対策協議会は、内閣直

属の協議機関の設置という方式を打ち立てたことや思想・文化・教育の国家的な指導原理として「日本精神」を確立したという意味で、重要な転機をもたらすものであった。

ここでいう「日本精神」とは「万世一系の天皇が永遠に大日本帝国を統治する」国体そのものにあり、共産主義や無政府主義を否定するのみならず、民主主義や自由主義をも否定し、個人主義の行き詰まりを強調し全体主義を原理とする指導精神であった²²。教育勅語体制下にあっても、社会主義思想や西洋思想、自由主義、個人主義が広がった危機感から、それらを許容した「国民精神涵養」という緩やかな対策ではなく、「日本精神」²³を指導原理とすることにより、天皇制イデオロギーにより精神動員をはかり、全体主義体制を確立するという、より積極的なものであった。これ以降の国体明徴運動や「国体の本義」制定などの一連の具体的な動きの国家的枠組みが、この思想対策協議会で策定されたことの歴史的意味が重要なのである。

3. 思想対策協議会 —思想対策としての「日本精神」—

松本は、戦後の『松本学談話速記録』²⁴で、思想対策協議会について振り返り、「共産主義の思想に対しては、日本的な思想、すなわち日本精神を高揚して、これと向き合わせて思想に対しては思想をもってする運動を起すべきだということです。ところが当時の文部省では思想対策など余り考えてなかったようでした」（同、277頁）としている。そして、「文部省がやるべき課題である思想問題を、警保局にまるで取られたようではないか」（同、278頁）と批評され、「とにかく内閣に思想対策委員会が作られたのは警保局で検討されて発表された日本精神を基調とする思想運動が導火線をなしたのです」（同、302頁）と述べている。さらに、「（文部省は）全く考えていなかったとまで酷評しては悪いけれども、とにかくあの当時は教育学術に重点がおかれておったように見えた。…文部省は当時学術教育省の観があったのです」（同、303頁）とも述べている。

文部省学生部長の伊東延吉も協議委員会に参加していたが、主導権をとったのは、内務省警保局であった。新聞記事で、当時の動きを確認してみよう。（注：下線部が見出しである）

『読売新聞：号外』 1933年1月18日

- ・ 第5次「非常時」共産党事件 2府10県に亘って1500名を大検挙す（記事解禁）
- ・ 検挙された名士の子弟（今を時めく内閣書記官長柴田善三郎の息）

『読売新聞：朝刊』 1933年1月19日

- ・ 共産党事件解禁の衝動 子弟、部下が関係の要路大官辞任せよ／政友有志代議士会
- ・ 赤化思想防濁の社会運動を起せ 貴族院側の批評

『読売新聞：号外』は、前年秋の共産党事件の解禁記事である。柴田書記官長（柴田は国維会のメンバー）の息子が検挙され、政府高官の子弟にも赤化の恐怖が及んだ。注目される記事は、翌日『朝刊』の貴族院の誰が述べたか不明だが、「この思想対抗する日本の建国に即した思想を根底とする一種の社会運動を起すことが必要と思われる、幸いに政府当局者もこの点に留意し計画を立てて実行に入ろうとしているらしい」と述べていることである。この1月の段階で、思想対策の基本方針が固まっており、それを作成していたのは、治安対策機関・思想対策機関である内務省警保局であると考えられる²⁵。思想対策は、決議案として、教育対策は建議案として可決

された。4月6日の事務次官会議で決定されたのは、思想対策委員会または協議会にすることと、内務、司法、文部の各次官と関係局長および内閣書記官長、法制局長官が委員となることであった。それを受け早速警保局会議が開催されている。

この4月8日第一回警保局会議の時点で「日本精神」というキーワードが登場している。読売新聞の記事では、「国家思想」という表現になっている。「思想対策調査綱目」の文書には、ナチス・ドイツを探究し、内務省に思想対策部を新設する案もだされている。文部省は「学生思想対策」、内務省は「労働者及インテリ階級思想対策」を担当するというもので、小学校教員の思想対策は、内務省の管轄であった²⁶。4月11日、12日警保局会議が開かれ、「建国精神（日本精神）の確立と精神運動の作興」が警保局の思想対策の戦略案として公になった²⁷。そして、思想対策協議会に、陸海軍、通信の三省が加わる構成で、4月14日内閣に設置された。思想対策協議会第一回委員会を4月15日、第一回幹事会を4月21日に開催した。以来33年中に委員会が21回、幹事会が23回開かれ、その間に思想対策の具体案を審議した。委員会で決定し、閣議に報告されたものは、次のものである。（以下、引用は特に明記しない限り『思想対策協議委員要綱』²⁸国立公文書館による）。

- ・第十二回委員会（7月13日）決定「教育宗教ニ関スル具体的方策案」閣議（7月14日）報告
- ・第十五回委員会（8月10日）決定「思想善導方策具体案」閣議（8月15日）報告
- ・第十九回委員会（9月14日）決定「思想取締方策具体案」閣議（9月15日）報告
- ・第二一回委員会（10月5日）決定「社会政策ニ関スル具体的方策案」閣議（10月6日）報告

経過を確認してみよう。

4月11日の「思想対策協議委員ノ設置」の閣議決定の理由には、衆議院「思想対策ニ関スル決議」の「政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シテ、民心ノ安定ヲ図ルベシ」と貴族院「時局ニ関スル決議」の「文教ヲ昌ニシテ国民精神ノ作興ニ努ムル」ことを明記している。内閣思想対策協議委員（4月15日現在）は、設置を積極的に提案していた内務省警保局の松本警保局長を含む15人であった²⁹。注目すべきは幹事であり、幹事会で委員会に提案する原案を作成していた。その幹事は、内閣書記官：横溝光暉（内閣官房総務課長であり、特高課長・警保局保安課から内閣官房へ）、内務書記官：中里喜一（警保局図書課長）、内閣事務官：萱場軍蔵（警保局保安課長）、社会局書記官：成田一郎、陸軍歩兵大佐：山下奉文、海軍大佐：安部静雄、司法書記官：池田克、文部書記官：阿原謙蔵（学生部学生課長、前県特高課長）、文部事務官：岡田恒輔（学生部調査課長）という9人のメンバーであった。幹事会での幹事長的役割を務めた横溝、松本の直属の部下³⁰である萱場と中里、そして文部省所属幹事の阿原、これらの4人は警保局・特高関係者であり、思想対策の専門家であった。

内務省警保局「思想問題対策案」（5月8日第三回委員会配布、松本、萱場が説明）は、思想問題対策ノ目標として「思想対策ノ要点ハ、現時ノ不穩思想ヲ究明シテ其ノ我国体ト根本的ニ相容レザル内容ヲ有スルコトヲ闡明シ、且ツ動モスレバ矯激ナル思想ニ惑ハサレントスル国民生活、特ニ精神生活ノ弛緩セルヲ救治スルコトニ存リト思料ス」とした。そのため、不穩思想ノ予防策は「建国精神（日本精神）ノ確立ト精神運動ノ作興」であり、「建国精神（日本精神）ヲ総ユル社会層ニ普及徹底セシムル為官民協力シテ国民精神ノ作興ニ努ムルコト」を提案し、建国精神

(日本精神)が重要なキーワードとなっていた。小田部も述べているように「松本は警保局長として革命運動を弾圧する一方、共産主義を思想運動としてとらえ、『思想には思想を!』のスローガンで革命思想に対抗する『日本精神』を柱とした文化運動を展開しており、『社会改善』よりは『日本精神』の確立と普及に重点を置いた」³¹と考えられ、これが内務省や国維会関係者の共通の立場であったと考えられる。この考えが、思想対策協議会の審議過程で、文部省提案における思想対策上の「不十分さ」を乗り越え、内務省的な思想対策が内閣全体の共通意思となっていた。

文部省の「思想問題ニ関スル対策案」は、第四回委員会(5月18日)で提案され、伊東・阿原が説明した。「指導原理確立ノ必要アルコト」を述べ、「現時ノ思想問題ノ指導ニ関シテハ混乱セル思想ヲ収容シ之ガ統一ヲ図ル為其ノ中心トナルベキ指導原理ノ確立ヲ急務トシ之ニ依リテ」
「我国家トシテ之ニ処スベキ指導原理ノ確立」を提案したのである。指導原理の確立がキーワードであり、指導原理の内容については触れず、抽象的な提案であった。そして、5月22日の第三回幹事会で思想対策案の項目が決定され、「第一 社会改善方策 第二 思想善導方策 第三 思想取締方策 第四 其外ノ思想対策」の四つの大項目が確認され、思想善導方策に「一、国家的指導原理ノ確立」という小項目が掲げられ、文部省提案の指導原理が、国家的指導原理という表現に修正されているが、その観点は「指導原理を研究対象とする」という範囲を超えるものではなかった。最初の審議は、社会改善方策の中の「三 教育、宗教」に関してなされ、その背景には「長野県教員赤化事件」に代表される全国規模の「教員赤化」に対する支配階級の深刻な危機感³²があった。

5月29日の幹事会で、「思想善導方策案」の中の「国家的指導原理ノ確立」についての意見の整理がなされ、6月1日の第六回委員会で「思想善導方策具体案ハ文部省及ビ社会局ノ幹事」が作成する事が決定した。第六回委員会(6月1日)から第十回委員会(6月29日)とその間に幹事会が開かれ、この6月29日の委員会で、「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」の審議は終了し、第十二回幹事会(7月3日)において、「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」が審議決定された。文部省では、「思想善導方策要項」(6月29日配布)で「一、国家的指導原理ノ闡明並普及徹底 二、思想上ノ指導監督ノ整備 三、思想矯正施設ノ拡張並助成 四、一般精神教育ノ作興」の四つの項目をあげていた。

この6月29日から7月3日の間に重要な変化があった。29日の委員会の議論の結果により作成されたと思われる、7月3日の幹事会に提案する文書の存在である。この草稿は、最初の閣議報告(7月14日)において「思想対策に関する総論的叙述」³³となる前文の元になったもので、重要なものである。この草稿は、『横溝文書』³⁴の「思想対策案に関する具体的方策諸意見蒐録」の「42-51画像」に集録されており、筆跡から横溝が書いた草稿であると考えられる。「思想対策ハ大別シテ三ト為シ得ベシ」として「一ハ国民中動モスレバ不穩思想ニ惑ワサレントスル者アルニ鑑ミ日本精神ヲ闡明シ之ヲ總ユル社会層ニ普及徹底セシメ以テ国民精神ノ作興ヲ努ムル思想善導方策ナリ」と思想善導方策を第一に掲げ、第二は思想取締方策、第三は社会改善方策とした。7月3日の幹事会で、この前文の部分がいったものが検討され、審議修正され幹事会案が決定された。この幹事案が、第十一回委員会(7月6日)で審議され、「文部省ヨリ相当意見アリ。文部省ニテ整理スルコトトス」となり、第十二回委員会(7月13日)で「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」が決定された。

7月14日の閣議に報告された「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」は、「一ハ…略… 日本精神ヲ闡明シ之ヲアラユル社会層ニ普及徹底セシメ以テ国民精神ノ作興ニ努ムル思想善導方策ナリ」となった。この前文は、思想対策案の総論・骨子となり思想善導を第一優先とするものであり、内務省警保局案に沿ったものであった。ここで表記された、「日本精神」の「闡明・普及徹底」が第一の柱として確定した歴史的意味は重要であった。また、「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」は、社会改善方策の中の「教育・宗教に関する事」とし、その方策案を速やかに実行することを求めたものであった。閣議で「高等教育の改善」「師範教育と初等教育の改善」「徳育の重視」「私立学校に対する監督強化」「視学制度の改善」「社会教育の振興」「教育機会の均等」「宗教の振作」が、社会改善方策として報告・承認され、関係官庁に報告にもとづいた実施指示が決定された。また、7月13日の配布資料には「国家総動員－精神動員の図」（『横溝文書』の「思想善導方策」「3-4画像」、配布者特定できず）が配布されており、「精神動員」意識が思想対策協議委員の中に広がっていた証左にもなっている。

内務省警保局が重視したのは、初等教育、師範学校教育であり、国民の多数を占める上級学校非進学者への日本精神の浸透であった³⁵。学術教育省である文部省の所轄の学生思想対策（学生部）ではなく、国民全体に対しての「日本精神」の動員がめざされ、そのために大衆の教育機関である小学校とその教員を養成する師範学校を重視した。文部省も、内務省的な思想対策・思想動員を積極的に担う役割に転換せざるをえない状況が強まっていた。センセーショナルな「小学校教員赤化」事件が、自由教育で知られる教育県長野で起きたことは、自由教育の排除と「日本精神」教育の推進と精神運動を国民全体に広げる大きな転機となったと考えられる³⁶。

国立公文書館蔵『各種調査会委員会文書・思想対策協議委員書類・一覧表及び出席表』によると松本は協議委員会に第一回（4月14日）から第十回（6月29日）まで出席している。『松本学日記』によると発病した毛細管気管支炎を7月3日に手術し、8月6日の日曜まで休んでいる。第十一回から第十九回まで欠席し、第二十回（9月21日）の出席が最終になっている。21回の協議委員会の前半の4月～6月迄の出席であるが、指導原理を日本精神とし、精神動員しようという骨子が固まったのはこの時期ぐらいまでであると考えられる。そうすると、松本が委員会を欠席（7月～8月）していたとしても、また思想善導方策具体案の文面は松本や警保局と関係の深い幹事（横溝・中里・萱場・阿原）たちが中心に作成していったことも考えあわせると、警保局の果たした役割は「導火線」（前述）より、もっと重要な働きをしたと見るべきだろう。

4. 「思想善導方策具体案」（8月15日閣議報告）—国家的指導原理としての「日本精神」の確立—

文部省の提案の6月29日「思想善導方策具体案要項」や追加提案7月20日「思想善導方策案」には、「国家的指導原理ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト」が述べられているが、指導原理の内容については不明であり、日本精神の位置づけも弱く不明確であった。第十三回委員会（7月20日）に文部省提出の「思想善導方策案」が審議された。ここでの文部省案は、思想対策としては不十分であったので、7月24日の幹事会に、横溝内閣書記官³⁷が修正試案をだすことになったと思われる。「学術教育的」な「指導原理を研究対象とする」文部省案ではなく、思想動員・精神動員・教育動員としての思想対策案である横溝修正試案が作成されたのである。

文部省案と横溝修正試案との関係については、小田部が、「留保事項を除けば、文部省案その

ままだに近く、横溝試案は留保事項となった『日本精神ノ国民的教典ヲ編纂シ之ガ普及ヲ図ルコト』を挿入するためとみなされる³⁸と述べている。しかし、横溝修正試案は、国家的指導原理を日本精神として確定し、それを多くの項目の部分で「普及・徹底する」としたという点で文部省案とは大きな違いがあるとみるべきである。また、荻野は、幹事会案では、第一項に「国民精神文化研究所研究部ヲシテ日本精神ノ聖書經典トモ称スベキ簡明平易ナル国民読本ヲ編纂シテ之ヲ広く普及セシムルコト」(＝A部分)が入っていた。ところが「理由が不明である」(前掲、荻野、2007、114頁)が、保留された。「思想善導方策案」が検討される最初の段階では、このA部分が入っていたので、文部省にとって、「日本精神の聖書經典」たる「国民読本」の編纂は宿願であったとしている(前掲、荻野、2007、188頁)が、荻野の解釈は、文部省がこのA部分を提案したと判断した結果から生じたものであろう。『横溝文書』の「思想善導方策」[5-23画像]の中にある、7月24日幹事会提案文書の草稿や幹事会提案文書及び修正メモを確認すれば、このA部分は、横溝修正試案として横溝により7月24日の幹事会に提案されたものであることが判明する。もちろん、7月20日の文部省「思想善導方策案」にはなかったものである。

横溝修正試案を元に、24日の幹事会で修正されたものが第十四回委員会(7月28日)の提案されている。文部省案ではなく横溝修正試案の修正が委員会に提案されたのである。幹事会提案では、前半部分の「国民精神文化研究所研究部ヲシテ」が削除され、後半部分の「日本精神ノ聖書經典トモ称スベキ簡明平易ナル国民読本ヲ編纂シテ之ヲ広く普及セシムルコト」は、最初の項として独立し、「(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト」の「(1) 日本精神ノ国民的經典ノ編纂ヲシテ之ガ普及ヲ図ルコト」(＝B部分)が入り、この(一)には12の小項目がつくられた。文部省案は、指導原理を国民精神文化研究所において研究的に扱うものであったが、横溝修正試案は国家的指導原理を「日本精神」として確定することに最大の狙いがあり、「国民読本」は国民精神文化研究所が担当するとした。文部省案との整合性をはかかったのだろう。教育勅語との関係もあったと思われるが、B部分に修正されることにより、「国民読本」作成についての文部省の責任はあいまいなものになる。文部省はこの時点で「国民読本」については消極的であったとみるべきで³⁹、文部省内で伊東らの思想対策派が影響力を増し、やがて思想局設置から「国体の本義」作成へとという中で、積極的になったと見るべきだろう。このB部分は委員会で保留とされ最終的には、第十五回委員会(8月10日)に「敬神崇祖ノ美風ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラスムルコト」という抽象的表現に変わり、同案が全部決定された。

文部省に提案が任されていたにも関わらず、文部省案に対して修正試案が提出されることは異例であった。文部省案の国家的指導原理の確立の内容が国民精神文化研究所、府県国民精神講習所、国民精神文化研究者・指導団体の3項目だけであったことや、全体でも「日本精神」が部分的に2ヶ所ほどしか表記されていないという点が不十分とされたのであろう。それに対し、横溝修正試案にもとづき、委員会で決定し閣議に報告されたものは、大項目「(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト」の中に全体の14小項目中の12小項目が入っていた。全体でも「日本精神」が10箇所あり、その「闡明・普及徹底」が5箇所も新たに挿入されたことは大きな変化であり、「日本精神」一色の感がある案になった。思想善導の柱が文部省案の〈国家的指導原理を研究対象にする〉というスタンスから、内閣全体で〈国家的指導原理を日本精神として公認し、それを国民全体に動員する〉というスタンスへの変化である。そして、

8月15日の閣議で以下の「思想善導方策具体案」報告され、関係官庁への通知が決定された。

以下、「思想善導方策具体案」（昭和八年八月十日委員会決議，昭和八年八月十五日閣議ニ報告）
（注：「日本精神」と「闡明・普及徹底」の下線部は、筆者が挿入した）

思想対策の一つトシテノ思想善導方策ハ、積極的ニ日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシメ国民精神ノ作興ニ努ムルコトヲ以テ其ノ根幹ト為スモ、一面ニ於テ不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト亦緊要ナリト思料セラル。其ノ具体策凡ソ左ノ如シ。

(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

- (1) 敬神宗祖ノ美風ヲ益々振興シ関係諸方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト
- (2) 国民精神文化研究所ヲ拡充シ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト
 - (イ) 研究部ノ研究及其ノ結果発表ノ施設ヲ完備スルコト
 - (ロ) 事業部ニ属スル教員研究科ヲシテ広く小学校・中等学校・高等諸学校ノ教員，学校行政及び社会教育研究者ノ研究ノ指導ヲ為シムルコト
 - (ハ) 事業部ニ属スル研究生指導科ヲ拡充シテ研究生ノ員数ヲ増加シ思想上ノ指導ヲ図ルコト
- (3) 地方ニ国民精神文化研究所ノ支所トモ云フベキモノヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校・実業補習学校ノ教員ガ青少年団指導者等ニ対シ日本精神ヲ中心トスル思想上ノ教養ヲ与エ以ツテ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシムルコト
- (4) 日本精神ノ研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ルコト
- (5) 日本精神ノ闡明及一般思想指導ニ関スル書籍資料ノ編纂刊行ヲ為シ又ハ之ヲ奨励助成シ，其ノ普及ヲ図ルコト
- (6) 日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ニ在郷軍人団，消防組，青少年団体，婦人団体，教化団体等ノ活動ヲ奨励助長スルコト
- (7) 労務者教育及成人教育等ニ於テ日本精神ヲ闡明普及徹底セシムルコト
- (8) アラユル機会ヲ利用シ社会ノ各方面ニ於テ日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ノ恒久的運動ヲ起スコト
- (9) 言論界，興行界等ノ関係者ト協議シ，日本精神ノ闡明普及徹底ニ協力援助ヲ求ムルコト
- (10) 学校其ノ他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設を完備スルコト
- (11) 各府県知事ヲ中心トスル思想問題ニ関スル調査，指導，連絡ノ機関ヲ構成セシメ之ヲ助成スルコト
- (12) 思想上ノ理由ニ依ル被処分者ノ教化指導ニ努ムルコト

(二) 不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト

- (1) 不穩思想ヲ分析研究スルコト
 - (イ) 現代思想ヲ分析研究スルコト
 - (ロ) 不穩思想ノ本質ヲ明ニシ，其ノ発生及伝搬ノ原因ヲ討ネ，不穩思想ニ基ク運動ノ状況及其ノ国家社会ニ及ボス影響ヲ調査スルコト
- (2) 不穩思想ノ是正ヲ図ルコト
 - (イ) 国家的指導原理タル日本精神ノ立場ヨリ不穩思想ヲ批判克服スルコト
 - (ロ) 不穩思想ノ理論的實際的誤謬欠陥ヲ指摘シ之ヲ克服スルコト

昭和八年八月十五日、思想善導方策具体案閣議ニ報告、閣議ハ之ヲ「大体ニ於テ相当ノ儀ト被認ニ付右報告ニ基キ関係各庁ニ於テ関係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコト」ニ決定セリ（関係官庁－内務、大蔵、文部）

以上のような8月15日の閣議における「思想善導方策具体案」の決定は、内務省、大蔵省、文部省を関係官庁として予算措置を伴い実施されることになる。

また、第十九回委員会（9月14日）では、「思想取締方策具体案」が決定し、9月15日閣議報告された。以上で、7月14日「教育・宗教ニ関スル具体的方策案」（社会改善方策の一つ）、8月15日「思想善導対策具体案」、9月15日「思想対策取締具体案」の三つが出揃った。2月22日差し止め以来7ヶ月近くを経過した9月15日に、警保局により「二・四事件」は報道解禁された。この9月15日には、教育関係への思想対策体制枠組みが確立し、まさにこの日以降に、「小学校教員赤化」キャンペーンが大々的に展開されることになる。国家権力の中枢部が、いかに「二・四事件」を重要視し思想対策を確立する上で大きな要素としたのかを物語るものである。

この後、文部省は閣議で確認された思想対策の実施にとりくみ、10月20日には、「地方思想問題研究会設置ニ関スル通牒（発学一四二号 昭和八年十月二日 各地方長官宛 地方思想問題研究会設置ニ関スル件 文部次官）」を出し、設置の促進と報告を求めた。小学校教員たちも、33年11月には、全国連合小学校教育会第10回大会を開催、34年4月には全国小学校教員精神作興大会を大々的に行い「日本精神」の動員の担い手として大きな役割を果たしていった。第65回帝国議会（33年12月26日開会）においては、「閣議ニ報告セラシタル思想対策具体案ニ対シテハ、関係省ニ於テ出来ル限り実現ヲ期スルコトトシ、施設計画スル所アリ」として文部省は「教育、宗教ニ関スル具体的方策ト之ガ施設計画」「思想善導方策具体案ト之ガ施設計画」を34年度予算や取り組みで実施していく。

例えば、「道府縣国民精神文化講習所設置ニ関スル通牒（発学一四四号 昭和九年五月十一日 各地方長官宛 国民精神文化講習所設置ニ関スル件 文部次官）」や「思想問題講習会及国民精神文化講習会要綱ニ関する通牒（発学一四五号 昭和九年五月十一日 各地方長官宛 文部省学生部長）」で、各地方での実施を促進していった。6月には、学生部が拡充され思想局が設置され初代局長に伊東が就任し、阿原思想課長・岡田調査課長という陣容で、これ以降行政的には文部省思想局が中心となり、「日本精神の闡明と普及徹底」すなわち、「日本精神」の思想・文化・教育の動員が推進されていった。1933年「二・四事件」以後の内閣思想対策協議会の審議結果から、1934年度予算による具体的施策の変化は、文部省においては、高校収容人数減少、視学委員増加、青年教育予算増、国民精神文化研究所拡充、学生部拡充から34年6月思想局設置、各府県に思想問題研究会設置、地方精神文化講習所設置などであった。

1933年8月時点で、国家的指導原理が「日本精神」と明瞭に規定され、「日本精神」による精神動員の政治的枠組みが決定され、このことが戦前における全体主義体制・フッシュム教育への転換点となったのである。これ以降、「『日本精神』とは何か」ということについては、より原理化・先鋭化が進行した。ここで成立した「日本精神」による思想・文化・教育の動員枠組みが、戦時下総動員体制における精神動員の枠組みとして、より拡大・強化されていくのである⁴⁰。

5. おわりに―「日本精神」の動員へ

1933年の「思想対策ブーム」⁴¹は、長野県「二・四事件」＝「小学校教員赤化事件」、3月の国際連盟脱退による国際的孤立という非常時事態の進行、滝川事件などによって引き起こされていった。自由主義、個人主義、西洋の唯物思想が左翼思想の温床であり、「教員赤化」などを引き起こし、体制の危機や精神の危機をもたらしているという認識が広がっていった⁴²。そこから、自由主義、個人主義を認めない「日本精神」主義の国家的指導原理を打ち立て、天皇制イデオロギーを至上のものとする全体主義体制を確立し、国民統合を強力に推進したのである。その方向を決定づけ、国家的指導原理を確立したのが33年内閣思想対策協議会であり、それに「導火線」を引き主導したのが内務省警保局関係者であった。

本稿で明らかにしたことは、次の3点である。

- ① センセーショナルな「小学校教員赤化」事件が、自由教育で知られる教育県長野で起きたことは、自由教育の排除と「日本精神」教育の推進を国民全体に広げる大きな転機となったこと。
- ② 国家的指導原理としての「日本精神」の闡明及び普及徹底という国家戦略が確立したのは、1933年8月15日の「思想善導方策具体案」の閣議決定であったこと。
- ③ 内務省警保局とその関係者は、「日本精神」による思想・文化・教育の動員の枠組みを確立したという意味で1930年代の国民統合に先導的かつ決定的な役割を果たしたこと。

従来の研究では、思想・教育・文化の動員の主導的な役割については、文部省や陸軍が重要視されていたが、少なくともこの動員枠組みを政治的に確立する上で主導的役割を果たしたのは、国家官僚組織の中核である内務省であり、その中でも警保局であった⁴³。

文部省内では、思想局（1934年）・教学局（1937年）が設置され、文部省の中で大きな位置を占めるようになる。「日本精神」の中心的な動員機関として文部省が位置づけられたのである。日本のファシズム化、総動員体制化の中で、思想・文化・教育の統制から動員へと流れは急速に進み、国体明徴決議（35年3月）、内閣調査局設置（35年5月）、教学刷新評議会設置（36年11月）、「国体の本義」発行（37年3月）、国民精神総動員（37年）へと進行していく。

今後の課題としては、「二・四事件」以後に「日本精神」が国家的指導原理となってから、地域の民衆の意識や行動、さらには教育実践が具体的にどのように変容したのかを長野県をはじめとした各地域において検証することである。

註

- 1 粟屋憲太郎「ファッション化と民衆意識」江口圭一編『体系・日本現代史第1巻日本ファシズムの形成』日本評論社、1978年、289頁。
- 2 思想対策協議委員、思想対策協議委員会、思想対策協議会などとも呼ばれているが、同じもので、本稿では引用以外は思想対策協議会に統一する。
- 3 前掲、粟屋憲太郎「ファッション化と民衆意識」289頁。
- 4 高橋陽一「『日本精神』概念の発想形式」（戦時下教育学説史研究会『日本諸学振興委員会の研究』1991年）で、「戦時下の教育を考える時、その教育理念の中心に『日本精神』を挙げることは珍しくない」として、「日本精神自身が、国内の教育学の存廃の基準」となったが、やがて「日本精神それ自体を教育学の本質とする日本教育学は姿を消していく」ことを論じている。「日本精神」の結末を

- 考えるとき興味深い論考であるが、本稿では、1933年に「日本精神」が国家的指導原理になることによりファシズム教育の枠組みが成立したことに着目している。
- 5 粟屋憲太郎「日本ファシズムの形成と戦争準備体制の特質——一九三三年を中心に——」歴史学研究会編『世界史認識と人民闘争史研究の課題』青木書店、1971年、123頁。
 - 6 前掲、粟屋憲太郎「ファッション化と民衆意識」。
 - 7 小田部雄次「思想対策協議会—日本ファシズム形成期の思想対策—」『立教日本史論集』創刊号、1980年1月。関連した研究で小田部には以下のものがある。「安岡正篤書翰—国立国会図書館憲政資料室所蔵」『史苑』立教大学史学会、第四〇巻二号、1980年2月。「日本ファシズムの形成と『新官僚』」日本現代史研究会編『日本ファシズム（1）国家と社会』大月書店、1981年。「天皇制イデオロギーと親英米派の系譜」『史苑』立教大学史学会、第四三巻一号、1983年6月。他に、最新の論文に久保健助「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書『現代法学』（26）、東京経済大学現代法学会、2014年2月。
 - 8 他に松本に着目した研究には、海野福寿「1930年代の文芸統制—松本学と文芸懇話会」『駿台史学』52号、1981年があり、日本文化連盟内の文芸懇話会における松本の役割について論じている。
 - 9 詳細な史料である長野県特高課『長野県社会運動史』昭和十四年二月現在（長野県立図書館蔵）なども先行研究では検討されていない。
 - 10 長野県の山本義章警察部長は特高課長経験者であり、古賀精一学務部長は松本と同じ国維会の会員であった。特高課長の坂田喜一郎は32年7月には学務課長も兼務していた。
 - 11 『松本学関係文書2』（憲政資料館）R3（3-30）「長野県下に於ける小学校教員の赤化概況」には、検挙された主要なメンバーの受持児童の思想調査も児童一人一人について詳細に報告されている。
 - 12 内政史研究会『萱場軍蔵談話速記録』第一回、1966年、39頁や第二回、1967年、64頁参照。
 - 13 検事取調べも長野だけでなく、「東京控訴院の検事局東京地方裁判所の検事局などの応援」があった。（長野地方裁判所検事川上達吉「長野事件に就て」『昭和八年十月思想実務家合同に於ける講演集』昭和九年五月『社会問題資料叢書第一輯』東洋文化社、1976年、286頁。『長野県史 近代史料編』第四巻、長野県史刊行会、1988年、851頁所収）また、『報知新聞』昭和八年九月十五日（金曜日）号外にも、「応援検事の速記録」（二面）として報道されている。
 - 14 『第六十四回帝国議会 衆議院秘密会議事速記録集（一）』参照。
 - 15 学生部『第六十五回帝国議会説明材料』〔三三年一二月〕中の別冊「長野県小学校教員思想事件」参照。
 - 16 長野県の地域と学校、子ども、教員、住民の間に不信感を流布させ、さらには戦争体制の推進に教育が加担していく、この歴史的な傷跡は未だ癒えていないのである。
 - 17 選挙区は長野三区（上伊那、諏訪、下伊那）であり、1932年12月に立憲民政党から国民同盟に政党の所属を変更する。
 - 18 『第六十四回帝国議会 衆議院秘密会議事速記録集（一）』昭和八年三月七日、264頁。
 - 19 同上、265頁。
 - 20 同上、269頁。
 - 21 『官報号外』昭和八年三月二十五日衆議院議事速記録第三十号、「決議案（思想対策二関スル件）」参照。
 - 22 当時の内務省事務官の菅太郎は「思想対策問題に関する私見（一）から（五）」を『警察研究』良書普及協会、1933年9月10日、34年1月2月3月で詳しく論じている。その（一）では、「日本精神」の定義を「日本国体は天皇中心の一家の体制の下に建国の理想、即ち日本民族の理想を実現せんとする精神」（同、20頁）と規定し、「建国の理想は全体主義の立場を執る事」（同、27-28頁）としている。
 - 23 『日本精神論の調査』思想調査資料特輯、文部省思想局、1935年11月によると日本精神論には、観念的な「理論的日本精神論」や政治的な「革新的日本精神論」に対して「実践的日本精神論」があり、安岡正篤や紀平正美を代表的な論者としている。
 - 24 伊藤隆監修『現代史を語る4 松本学 内政史研究会談話速記録』現代史料出版、2006年。
 - 25 伊藤隆・広瀬順皓編『松本学日記』山川出版社、1995年、55～59頁によると、以下のように議会開会早々の1月中に、松本は安岡と頻りに会談している。思想対策の重要な時期、「二・四事件」の直前であった。「1933（昭和8）年一月六日（金）晩は三菱の船田や安岡と吉田屋で会飲す。…一月十二日（木）集まるも安岡、町田、酒井、京都の安岡君なり。…一月十六日（月）午後八時半安岡君来る。訪客を謝絶して二階の書齋で二人相談す。第五インターナショナルのことや、政局談に耽る。一月二十七日（金）国維会にて昼食を共にしながら安岡と話す。神野が地方に運動を開始することとなっ

- た。大に助けてやる。」
- 26 『松本学関係文書2』（憲政資料館）R15（11-55）「思想対策案調査綱目」参照。
- 27 『松本学関係文書2』（憲政資料館）R15（11-54）「不穏思想ノ予防案」は、松本局長がまとめたと思われ、警保局長の元となった。
- 28 『JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A05022237100、各種調査会委員会文書・思想対策協議委員書類・一要覧（国立公文書館）』
- 29 思想対策協議委員は、内閣書記官長：堀切善次郎、法制局長官：黒崎定三、内務次官：潮恵之助、内務省警保局長：松本学、社会局長官：丹羽七郎、陸軍次官：柳川平助、陸軍少将：山岡重厚、海軍次官：藤田尚徳、海軍中将：寺島健、司法次官：皆川治広、司法省刑事局長：木村尚達、文部次官：粟屋謙、文部省専門学務局長：赤間信義、文部省学生部長：伊東延吉、通信省郵便局長：久埜茂の15人である。取りまとめ役は内閣書記官長であった。
- 30 前掲『松本学談話速記録』、258頁によると、中里と萱場の二人は松本の抜擢人事により、課長として内務省中央にもどってきた。
- 31 小田部雄次「思想対策協議会—日本ファシズム形成期の思想対策—」『立教日本史論集』創刊号、1980年1月、3頁。
- 32 同上、5頁。
- 33 横溝光暉『戦前首相官邸』経済往来社、1984年、44頁。
- 34 内閣総理大臣官房総務課資料『思想対策協議会に関する件』国立公文書館（デジタルアーカイブとして横溝の草稿や修正記録があり、以下『横溝文書』と記す）。
- 35 前掲、粟屋憲太郎「ファッション化と民衆意識」、291頁。
- 36 国民精神文化研究所の事業部長であり、安岡と日本精神主義の共著をだしている紀平は、6月に「日本主義」の勝利として次のように述べている。
○新聞記事文庫思想問題（7-108）中外商業新報1933.6.9（昭和8）より
・見出し＝日本主義の勝利 文学博士 紀平正美
「日本精神に遠いものは何等かの形で没落して行くのである。その第一は日本精神に遠い唯物論思想たるマルクシズムの没落であり、第二は一般的抽象的なものを真理となすりベラリズムの没落である」
- 37 横溝は、内閣官房総務課長として、各省幹事の意見調整役であり、幹事会の取りまとめ役として幹事長的な務めを果たしていた。委員15人と幹事9人の内、ただ一人だけ委員会と幹事会に全出席している。35年内閣調査局調査官、36年情報委員会事務官、37年内閣情報部長になっている。内政史研究会『横溝光暉談話速記録（上）』1973年、141-142頁には、本人と国雑会の理事達との関係が述べられている。
- 38 前掲、小田部雄次「思想対策協議会—日本ファシズム形成期の思想対策—」、6頁。
- 39 高橋陽一「『皇国ノ道』概念の機能と矛盾—吉田熊次教育学と教育勅語解釈の転変—」（日本教育史研究『日本教育史研究』1997年）に、教育勅語解釈の転変と矛盾について論じられている。吉田熊次の教育勅語解釈（1933年当時の文部省の公式解釈）は、「国民道徳」としての普遍性をもつものであり、「日本精神」の理念のもつ排他的独善主義とは相容れないものであった。文部省が従来の教育勅語解釈を自ら積極的に変えようとしないうちは、行政当局の継続性・一貫性のためだと思われる。
- 40 大内裕和「戦後教育再考—戦時／戦後の区分を超えて—」『近代教育フォーラム』近代教育思想研究会、2000年に〈戦時動員体制論〉のポイントが記述してある。ここで、大内は「非合理的の象徴であると捉えられることの多い天皇制イデオロギーはむしろ、総力戦へ向けての機能主義的統合を脅かす異質な存在を同質化し、組み込んでいく役割を果たした。その意味で天皇制イデオロギーと戦時動員体制の合理化・近代化は矛盾するどころか、強固に結びついているのである。」（同、6頁）という見解は重要である。
- 41 荻野富士夫『特高警察体制史—社会運動抑圧取締の構造と実態—』せきた書房、1984年、255頁。
- 42 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和 教育思想学説人物史 第四卷「昭和前期編」』日本経国社、1944年には昭和前期の頃の教育界をめぐる状況が描かれている。教育疑獄、教員の赤化事件、文部省首脳の間諜問題などが唯物的な時代思潮の反映であり「昭和維新と呼ばれる教育革新は、かかる物質主義からの百八十度転換としての精神主義の運動」であるとされた。さらに「教育デモクラシーこそは、教育赤化の温床」ともされた。（同、468-471頁）
- 43 警保局長松本は、官僚として国家戦略の意思決定をリードしただけでなく、自ら運動の組織者として、

「日本精神」（松本の場合は邦人主義に発展）を広げるため、日本プロレタリア文化連盟に対抗して33年に設立した日本文化連盟の活動を中心的に担っていった。とりわけ文化・スポーツ・芸術活動にも力をいれ、国内的にも国際的にも「日本精神」を動員する役割を果たした。